

前田の〈ちょっと経営を考えよう〉第 251 回

平成 24 年もあっという間に半年が経過しました。
 皆様、年初に立てられた目標はどのくらい実現していますか？
 故渋沢栄一氏が残した訓言「夢七訓」にはこう書いています。

「夢なき者は理想なし
 理想なき者は信念なし
 信念なき者は計画なし
 計画なき者は実行なし
 実行なき者は成果なし
 成果なき者は幸福なし
 ゆえに、幸福を求める者は夢なかるべからず」

皆様、どう思われますか。やはり夢を持って会社経営、事業経営をしていくことが必要ですね。あなたの夢は何ですか？

また、日清食品の創業者安藤百福さんはこう言っておられます。
 「人生に遅すぎるということはない、50 歳でも、60 歳でも新しい出発はある」
 考えさせられる言葉ですね。皆様、執念を持ってとことん夢の実現を推し進めましょう。
 ところで少し、夢を実現するためのヒントを記します。

やってみたいことリストを作る
 内容をできるだけ具体的に書く
 それをいつも目に触れるところに貼る
 毎日眺めていると挑戦に向けて体が動き出す
 そして達成し、喜ぶ姿を頭に浮かべよう —— さあ達成だ！！

まだ半年あります。さあ実行、そして努力。目標（夢）を実現しましょう。

前田の《今人生を語る》第 156 回



先日、ある方が書いておられました。
 「ある時、今までお世話になった人の名前を 100 人書く、というのをやってみたことがありました。何も見ないで 100 人、色々な出来事を同時に思い出しながら、よくもまあ次から次へ、こんなにも人の名前を覚えているものだと、我ながら感心・・・」
 名前は 300 人になっていました。自分の辿った道、こんなにも多くの人と関わり、たくさんの影響を受けてきている、これは紛れもない事実。一人一人に会いに行って御礼を言いたい。でもこの世にいない人や、どこに居るかわからない人もある。そう、直接その相手に返せなくても私にできることを今ある状況の中で精一杯やっていく」
 私も今、一人一人お世話になった人の名前を書き始めました。でもなかなか 100 人までには程遠い・・・
 人間の生きざまの問題ですね、残念。これからは心に、お世話になった人の名前を刻みつけていかなければ・・・そして自分に与えられた仕事を精一杯やって、皆様に恩を返していかなければ・・・

税制改正における法人課税のうち平成 24 年 4 月 1 日以降に開始する事業年度から適用されるものの中から影響が大きいと考えられる項目について説明していきます。

(1) 法人税率等の引下げ及び復興特別法人税の導入

平成 23 年 12 月施行の「税制構築法」において、実行税率は 5.05%の引下げ（法人税率の 4.5%の引下げ）、中小法人の軽減税率は 3%の引下げが行われることになりました。

同時に、平成 24 年 4 月 1 日から 3 年間の間に開始する事業年度について各課税事業年度の基準法人税額（所得税額控除等を適用しない場合の法人税の額）に 10%の税率を乗じた復興特別法人税が課されることとなりました。

この影響により、平成 24 年 4 月 1 日から 3 年間の間に開始する事業年度において、復興特別法人税を加算した理論値での税率としては、法人税率は 25.5% + (25.5% × 10%) = 28.05%となり、中小法人の軽減税率は 15% × (15% × 10%) = 16.5%となります。

(2) 欠損金の利用制限及び繰越期間の延長

青色欠損金及び災害損失金の損金算入前の所得金額の 80%相当額を限度とする利用制限が導入されました。この利用制限により、改正前のようにその事業年度の所得をゼロとすることはできず、減額できない 20%相当額は所得金額として課税を受けることとなります。（中小企業等は利用制限の対象外とされています。）

利用制限措置により欠損金の繰越控除制度等における繰越期間が 7 年から 9 年に延長されることとなりました。控除期間の延長に伴い、書類保存期間も 9 年に延長され、更に欠損金額の生じた事業年度の帳簿書類の保存義務が新たに要件化されました。但し、保存義務の延長は青色欠損金の繰越を利用する法人のみに適用されます。

また、欠損金額について納税者による更正の請求及び税務署長による増額更正が可能な期間がそれぞれ 9 年に延長されました。

(3) 貸倒引当金制度の適用範囲縮小

現行認められている貸倒引当金の適用対象者を「中小法人等」「銀行、保険会社その他これらに類する法人」「ファイナンスリース取引にかかわるリース債権を有する法人等」に限定し、それ以外の法人については、経過措置を講じた上で廃止となります。

平成 24 年 4 月 1 日から 3 年間の間に開始する各事業年度について、以下の経過措置が講じられます。

年度	平成 24 年度	平成 25 年度	平成 26 年度	平成 27 年度
損金算入限度額	改正前の 3/4	改正前の 2/4	改正前の 1/4	廃止

(4) 寄付金の損金不算入

一般の寄付金の損金算入限度額が、改正前の 1/2 に縮減されることとなりました。この改正に伴い、特定公益増進法人に対する寄付金の損金算入限度額については、一般の寄付金の損金算入限度額の縮減にかかわらず、従来と同額の損金算入ができるように拡充が行われています。なお、国・地方公共団体に対する寄付金は従来どおり全額が損金に算入されます。